

伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

『LPガス料金』『電気料金』等の特別措置について

— LPガス料金・電気料金等の支払期日等の延長を実施 —

当社親会社の伊藤忠エネクス株式会社（代表取締役：岡田賢二）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、電気料金・ガス料金等の特別措置を実施する方針を発表しました。

これを受けまして、当社伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社（代表取締役：葛山修治）は、取扱いの主商品であるLPガス料金・電気料金・灯油料金について、以下の特別措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等により、北海道社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様。

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月の検針分（料金計算分）の料金の支払期日を、1か月間延長します。

※電気料金の3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社担当部署・営業所まで、お電話にてお申込みください。

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客様に限ります。

4. 受付開始日

2020年3月25日（水）

以上